

生産行程管理業務規程

作成日：2016年11月10日

更新日：2020年6月9日

1 作成者

住所（フリガナ）：オキナワケン ナ ハ シワカサ (〒900-0031) 沖縄県那覇市若狭1丁目9番7号
名称（フリガナ）：リュウキュウ ス ジギョウキョウドウクミアイ 琉球もろみ酢事業協同組合
代表者（管理人）の氏名：代表理事 松田 亮
ウェブサイトのアドレス：<http://www.moromisu.info/index.html>

2 農林水産物等の区分

区分名：第5類 農産加工品類
区分に属する農林水産物等：酒類以外の飲料等類（その他飲料等類）（もろみ酢）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：リュウキュウ ス 琉球もろみ酢、Ryukyu Moromisu

4 明細書の変更

生産者団体である琉球もろみ酢事業協同組合は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

(1) 生産地の確認

琉球もろみ酢事業協同組合は、各組合員が琉球もろみ酢を製造する際に作成する記録をもとに、最終製品が全ての生産行程を沖縄県内で実施したものであるか否かを、年1回以上確認する。

(2) 原料の確認

琉球もろみ酢事業協同組合は、各組合員が琉球もろみ酢を製造する際に作成する記録をもとに、最終製品が沖縄県内の琉球泡盛酒造会社が製造した琉球泡盛もろみ粕を使用して製造されているか否かを、年1回以上確認する。

(3) 製造の方法・出荷規格・最終製品の確認

琉球もろみ酢事業協同組合は、各組合員が琉球もろみ酢を製造する際に作成する記録をもとに、最終製品が製造の方法・出荷規格を遵守して製造されたものであるか否かを、年1回以上確認する。

琉球もろみ酢事業協同組合は、明細書記載の生産地、原料、製造の方法及び出荷規格を遵守して製造されていないことが疑われる場合には、現地調査を実施する。

また、琉球もろみ酢事業協同組合は、毎年度、生産地、原料、製造の方法及び出荷規格について、組合員を対象とした講習会を開催し、基準の遵守及び記録の作成の徹底を図る。

6 明細書適合性の指導

琉球もろみ酢事業協同組合は、生産地、原料、製造の方法及び出荷規格・最終製品を確認するための記録の作成義務を果たさない、または、明細書記載の生産地、原料、製造の方法及び出荷規格に従って琉球もろみ酢を製造していない組合員に対しては、警告を発し、是正を求める。

なお、是正しない組合員に対しては、琉球もろみ酢事業協同組合は、地理的表示を付した状態での最終製品の出荷の停止を求めるとともに、これに従わなければ、除名することができる。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) 琉球もろみ酢事業協同組合は、前記5(3)の「製造の方法・出荷規格・最終製品の確認」の際に、生産地、原料、製造の方法及び出荷規格の各基準を全て満たしているもろみ酢にのみ、地理的表示である「琉球もろみ酢」及び登録標章が使用されているか否かについて、年に1回以上各組合員を訪問し、各組合員が琉球もろみ酢を製造する際に作成する記録と、各組合員が保管している最終製品及び出荷用の段ボール箱や化粧箱を照合することにより確認する。

琉球もろみ酢事業協同組合は、地理的表示である「琉球もろみ酢」及び登録標章の適正な使用がされていないことが疑われる場合には、現地調査を実施する。

また、琉球もろみ酢事業協同組合は、組合員に対し、前記5の規程に基づき開催される講習会において、地理的表示である「琉球もろみ酢」及び登録標章の適正な使用及び記録の作成について徹底を図る。

(2) 琉球もろみ酢事業協同組合は、前記5(3)の「製造の方法・出荷規格・最終製品の確認」の際に、以下のもろみ酢があるか否かを確認する。

- ① 原料、出荷規格の各基準を全て満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「琉球もろみ酢」及び登録標章が使用されている琉球もろみ酢
- ② 地理的表示である「琉球もろみ酢」のみが使用されているもろみ酢
- ③ 登録標章のみが使用されているもろみ酢
- ④ 地理的表示である「琉球もろみ酢」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているもろみ酢

8 地理的表示等の使用の指導

琉球もろみ酢事業協同組合は、前記5(3)の「製造の方法・出荷規格・最終製品の確認」の際に、以下のもろみ酢がある場合は、組合員に対し、警告を発し、是正を求める。

是正の求めに従わない組合員に対しては、琉球もろみ酢事業協同組合は、地理的表示と登録標章を付した状態での最終製品の出荷の停止を求めるとともに、これに従わなければ、除名することができる。

- ① 原料、出荷規格の各基準を全て満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「琉球もろみ酢」及び登録標章が使用されているもろみ酢
- ② 地理的表示である「琉球もろみ酢」のみが使用されているもろみ酢
- ③ 登録標章のみが使用されているもろみ酢
- ④ 地理的表示である「琉球もろみ酢」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているもろみ酢

9 実績報告書の作成等

琉球もろみ酢事業協同組合は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後1か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、琉球もろみ酢事業協同組合が作成した検査記録（地理的表示等の使用状況の記録を含む。）
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

琉球もろみ酢事業協同組合は、前記9（2）において提出した資料に加えて、組合員から提出された前記5の記録を琉球もろみ酢事業協同組合の事務所（沖縄県那覇市）に、その提出の日から5年間保存するものとする。

11 連絡先

